

経済常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第117号 令和3年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費 6款 農林水産業費 7款 商工費	1項 総務管理費 全部 1項 商工費	3目24節産業立地振興基金積立金 9目を除く

議案第130号 令和3年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 7款 商工費	1項 商工費	9目を除く

議案第119号 令和3年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正予算

議案第118号 令和3年度八戸市自動車運送事業会計補正予算

議案第127号 八戸市基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第129号 八戸北インター第2工業団地造成工事請負契約の締結について

● 陳情審査

令和3年陳情第10号 コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める陳情

[経済協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸圏域地域連携ICカード「ハチカ」導入に関するサービス内容について

○経済常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第10号	受理年月日	令和3年5月25日
件 名	コロナ禍を乗り越えるためにも女性の貧困など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会八戸支部 支部長 一山 恭		
紹介議員			
要 旨			
<p>新型コロナウイルス感染拡大は、国民の命や暮らしの基盤の脆弱さとともに、とりわけ女性の貧困や失業、DV、自殺者の急増など日本のジェンダー平等施策の遅れを浮き彫りにしました。</p> <p>コロナ禍での女性の困難の大本には、非正規雇用を女性雇用労働者の56%にまで広げた働き方の問題があります。現政権は労働法制の緩和を重ね、女性活躍と言いながら、雇用の調整弁として女性を低賃金で不安定な非正規労働に追いやってきました。社会保障制度の後退や、保守政治家など根深く残る女性蔑視とも重なって、女性の生きづらさを深刻にしています。</p> <p>日本は、世界経済フォーラムが毎年発表している男女平等ランキングで、順位を年々下げ、2019年は世界153か国中121位と過去最低（2020年120位）です。女性の権利を国際水準にの願いと運動が高まっています。コロナ禍を乗り越えるためにも、国が雇用や社会保障制度、税金の使い方を抜本的に見直し、ジェンダー平等施策を強化することが求められます。</p> <p>以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性労働者が多くを占める医療や介護、保育など社会的に必要不可欠な職業（エッセンシャルワーク）へのふさわしい賃金と労働条件を保障すること 2. 非正規雇用でなく正規雇用が当たり前となるよう規制を強め、無権利の働き方を広げる雇用によらない働き方の推進をやめること。最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を創設し、そのための中小企業支援を行うこと 3. 新型コロナウイルス感染収束のため、非正規も含め雇用を守る各種補償制度や、休業助成金など女性支援制度を延長、拡充すること 4. セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備を行い、ILOハラスメント条約を批准すること 			

令和3年陳情第10号

コロナ禍をのりこえるためにも女性の貧困など国のジェンダー平等施策の抜本的強化を求める陳情

陳情項目1 女性労働者が多くを占める医療や介護、保育など社会的に必要不可欠な職業（エッセンシャルワーク）へのふさわしい賃金と労働条件を保障すること

1 エッセンシャルワーカーについて

（コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（R2.9～）：内閣府男女共同参画局）

（1）現 状

- ・コロナ下で、医療、介護、保育の従事者などのいわゆるエッセンシャルワーカーの社会的重要性を再認識
- ・女性の割合：看護師（92%）、訪問介護員（78.6%）、施設介護職員（70.1%）

（2）課 題

- ・こうした人々が、コロナ下で高いリスクにさらされ続けながら、患者や利用者のケアにあたっており、処遇面や働く環境が厳しい状況にあることから、処遇の改善に向けた取り組みが必要
- ・政府に対し、新型コロナウイルスの新規感染者数の増加を背景に、女性を取り巻く労働環境等の悪化やエッセンシャルワーカーを始めとしたテレワークの導入が困難な職業に従事する方々の状況に鑑み、「いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善等を十分考慮すること」を提言（緊急提言 R2.11）

（3）方針・対応

- ・国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（閣議決定 R2.12.8）
「医療提供体制の確保と医療機関等への支援により、感染症との闘いの最前線に立ち続け、献身的に尽力している医療や介護の現場の方々をしっかりと支援する。」
- ・令和3年度予算編成の基本方針（閣議決定 R2.12.8）
「感染症との闘いの最前線に立ち続ける医療や介護の現場の方々の献身的な貢献を支えるため、医療提供体制の強化・検査体制の確保をはじめとする新型コロナウイルス感染症の拡大防止策とともに、（中略）、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、財政健全化への着実な取組を進めつつ、メリハリの効いた予算編成を目指す。」

陳情項目 2 非正規雇用でなく正規雇用が当たり前となるよう規制を強め、無権利の働き方を広げる「雇用によらない働き方」の推進をやめること。最低賃金を時給 1500 円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を創設し、そのための中小企業支援をおこなうこと

1 非正規雇用について（厚生労働省ホームページから）

（1）現 状

- ・非正規雇用：勤め先の呼称で、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「嘱託」など。H22 年以降増加していたが、R2 年減少。約 2,090 万人。
- ・「パート」「アルバイト」が増加・65 歳以上の割合が高まる

（2）課 題

- ・正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている「不本意非正規雇用」の割合が非正規雇用者全体の 11.5%（2020 年平均）
- ・正規雇用労働者に比べ賃金が低い

（3）方針・対応

- ・正社員転換・待遇改善実現本部の設置（H27.9.24）：厚生労働大臣を本部長として非正規雇用労働者の正社員転換等を加速
- ・正社員転換・待遇改善実現プラン策定（H28.1）

2 雇用によらない働き方について

（1）現 状

- ・「雇用関係によらない働き方」：従来の「日本型雇用システム」一本鎗ではなく、兼業・副業や、フリーランサーのような働き方（世耕大臣発言 H28.10.20）
- ・ポストコロナの時代の働き方として、多様な働き方への期待が高まる傾向にありフリーランスという働き方が拡大。試算人数 462 万人（内閣官房調査 R2.2）

（2）課 題

- ・これらの働き方の拡大に伴い、働く人の環境整備のためのルール整備が必要

（3）方針・対応

- ・ガイドライン作成：契約書面の不交付等が独占禁止法上不適切であることや、労働関係法令の適用関係を明確化（厚生労働省 R3.3）
- ・下請代金法の改正を含めた立法的対応を検討
- ・労災保険（特別加入）等の更なる活用等を検討

3 最低賃金制度について

(1) 概要

- ・最低賃金法による、使用者が支払わなければならない賃金の最低限度額

(2) 最低賃金の種類

① 地域別最低賃金

- ・産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者に対して適用

② 特定最低賃金

- ・特定地域内の特定の産業の基幹的労働者に対して適用
- ・関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について適用

(3) 方針・対応

- ・働き方改革実行計画決定（働き方改革実現会議 H29.3.28）

「年率3パーセント程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円になることを目指す。」

- ・中小企業・小規模事業者に対する支援

①生産性向上等の支援内容

- ・業務改善助成金、働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）などの生産性向上の取組に対する助成制度
- ・働き方改革推進支援センターでの相談支援

②生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

- ・キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）、人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）などの賃上げに向けた取組に対する助成制度
- ・労働生産性を向上させた事業所に対する労働関係助成金の割り増し

陳情項目3 新型コロナウイルス感染収束のため、非正規も含め雇用を守る各種補償制度や、休業助成金など女性支援制度を延長・拡充すること

1 各種助成金及び休業助成金について

(1) 現状

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国では、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症

対応休業支援金・給付金の各種制度を実施

- ・感染状況を踏まえ延長してきたが、これまでの原則的な特例措置を縮減するとともに、「感染が拡大している地域」「特に業況が厳しい企業」における特例を設置して、9月末まで延長

(2) 今後の方針

- ・雇用調整助成金については 11月末まで特別措置を継続
(厚生労働省報道発表 R3.8.17)

陳情項目 4 セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントをなくすため、ハラスメントの禁止を明記した法整備をおこない、ILOハラスメント条約を批准すること

1 ハラスメントへの対応について

(1) 現 状

- ・労働施策総合推進法改正：職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付け (H30.5)
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律改正：従来の職場でのハラスメント防止対策の措置に加え、相談したこと等を理由とする不利益取扱の禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化 (R2.6)

(2) 取 組

- ・国：ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」を開設
- ・都道府県：会社に相談しても対応してもらえない場合など、労働局（雇用環境・均等部）が相談を受付

2 ILO（国際労働機関）ハラスメント条約について

(1) 名 称

- ・「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約

(2) 概 要

- ・仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準
- ・どのような働き方であっても、暴力やハラスメントを受けたり恐れたりする必要のない環境で働くことはすべての人の権利である

(3) 条約の採択

- ・第108回ILO総会で採択 (R1.6.21)

(4) 条約の発効

- ・加盟国 2 か国が批准してから 12 か月後に効力を発生。ウルグアイ・フィジーが批准したことから、12 か月後の R3.6.25 に発効

(5) 加盟国の実施すべき事項

- ・法律によるハラスメントの禁止／執行及び監視の仕組みの確立／被害者の救済支援の確保／制裁の規定 など

(6) 方針・対応

- ・第 108 回 I L O 総会では、「初めての国際基準ができた意義は大きい」とし賛成票を投票
- ・批准については、「条約と国内法との整合性などの観点から、さらに検討すべき課題がある」としている

八戸圏域地域連携 I Cカード「ハチカ」導入に関するサービス内容について

八戸圏域では令和4年3月頃に八戸圏域の全バス路線【(市営バス、南部バス) ※十和田観光電鉄は除く】に地域連携 I Cカード「ハチカ」を導入致します。
導入により、変更となるサービス内容等をお知らせいたします。

1 サービス開始時期 令和4年3月頃

2 導入に伴う運賃 現金及び I Cカードどちらの支払い方法でも、現行の「初乗り運賃 170 円、以降 50 円刻み、上限 320 円」を維持、50 円刻みの分かりやすい運賃体系を継続。

3 サービス内容の変更

(1) 終了となるサービス

項目	販売期間	使用期限
各種回数券（普通・通学・セット・お買い物）	令和4年3月 (サービス開始前日まで)	令和5年3月31日
・まちパス ・みんなで1 Day パス (市内版・圏域版) ・キャンパス4 ・1日乗車券		令和4年3月 (サービス開始前日まで)

※従来どおり紙のまま利用：プレミアムセット回数券（令和2年度発売）、エコパスポートシリーズ

(2) 新しく始まるサービス

①交通ポイントの導入

バス運賃を「ハチカ」でチャージされた料金 (SF) で支払うごとに、一般ハチカは支払運賃の3%、青春ハチカ (対象：満12歳の中学生以上から満22歳まで) は12%の交通ポイントを付与。※定期券については、ポイントは付与されません。

貯まった交通ポイントはバス運賃にのみ使用可能、交通ポイントが運賃分貯まると、自動で交通ポイントから運賃を支払い。

②2社共通一日乗車券

市営バス、南部バスどちらも利用でき、購入日に利用可能な一日乗車券を発売。

(参考) 現在の一日乗車券：利用は各社のみ。土日祝と毎月25日に限り利用可。

4 広報等

10月上旬より、バス車内やバス事業者営業所等でポスターを掲示するほか、広報はちのへや市公共交通ポータルサイト等で実施

5 その他

通勤・通学定期券や高齢者等バス特別乗車証は、紙券から I Cカードで発行